

今治市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付要綱

平成23年3月30日制定

今治市要綱

(目的)

第1条 アスベストによる健康被害に対する市民の安全及び安心を確保するため、住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱（平成21年4月1日付け国住市第454号、国住街第236号、国住指第4984-2号、国住備第162号）に基づき、本市の区域内に存する民間建築物に係るアスベスト含有調査事業に要する経費に対し今治市補助金交付規則（平成17年今治市規則第53号）に定めるもののほか予算の範囲内で交付する補助金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- (2) アスベスト含有調査事業 住宅及び建築物の吹付け建材について、建材製品中のアスベスト含有率測定方法（日本産業規格A1481-1～A1481-4）により行うアスベストの含有の有無についての調査をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) アスベスト含有調査事業を行う住宅及び建築物（以下「補助対象建築物」という。）を所有する者（国及び地方公共団体等を除く。）で、同一のアスベスト含有調査事業につき他の補助金等の交付を受けていないもの
- (2) 補助対象建築物の所有者で市税を滞納していないもの。ただし、当該所有者が個人の場合は、その世帯全員が市税を滞納していないもの
- (3) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号又は第3号に規定する暴力団又は暴力団員等でないもの

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、アスベスト含有調査事業に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の額以内とし、1箇所につき10万円を、1棟につき25万円を、それぞれ限度とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、アスベスト含有調査事業を行う前に、今治市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象建築物の登記事項証明書その他の所有者を明らかにする書類
- (2) 補助対象建築物の位置図
- (3) 補助対象建築物の配置図及び各階平面図（アスベストの施工場所を表示したもの）
- (4) 補助対象建築物の全景並びにアスベストの施工場所及び状況が確認できる写真
- (5) アスベスト含有調査事業に係る複数（2社以上）の分析機関の見積書及びその内訳が分かる書類
- (6) 共同住宅の場合は決議を証する書面
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、今治市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）又は今治市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は取りやめようとするときは、あらかじめ、今治市民間建築物アスベスト含有調査事業変更・取りやめ承認申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、今治市民間建築物アスベスト含有調査事業変更・取りやめ承認通知書（別記様式第5号）により補助事業者に通ずるものとする。

（補助事業の完了報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに、今治市民間建築物アスベスト含有調査事業完了報告書（別記様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) アスベスト含有調査事業を実施した分析機関が発行した分析調査結果報告書等
- (2) アスベスト含有調査事業を実施した分析機関と締結した契約書の写し
- (3) アスベスト含有調査事業に要した経費に係る請求書（内訳書を含む。）及び領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の報告書を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、今治市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付額確定通知書(別記様式第7号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金交付額確定通知を受けた補助事業者は、速やかに、今治市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金請求書(別記様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第12条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第13条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(1) この要綱及び補助金の交付の条件に違反したとき。

(2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業の実施について不正の行為があったとき。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の全部又は一部の返還を命じられたときは、当該補助金を返還しなければならない。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月14日今治市要綱)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 18 日今治市要綱）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に申請のあった補助金について適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日組織改編に伴う要綱の整備に関する要綱）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

今治市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

今治市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付を受けたいので、同要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

※太線枠内に記入してください。

申請の区分	アスベスト含有調査事業	
建築物の概要	建物所在地	今治市
	建物所有者	住所
		氏名
建築年月	年 月	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日	
事業費見積額	事業費見積額 円	
添付図書 (市チェック欄)	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（建築物の所有権を証する書面） <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 平面図（アスベストの使用箇所が分かるもの） <input type="checkbox"/> 現況写真（建物外観及び吹付け建材アスベスト施工場所） <input type="checkbox"/> 見積書（アスベスト含有調査事業に係る内訳書） <input type="checkbox"/> その他（ ）	

(別紙)

納税状況調査同意書

申請者である私の世帯全員について、市税の納税状況を調査することに同意します。

(宛先) 今治市長

年 月 日

住 所
申請者 氏 名
電話番号

- ※ 申請者は記入しないでください。
※ 市税の滞納がある場合には、補助金の交付はできません。

上記のものから補助金交付申請があったので、申請者の世帯全員の納税状況調査をお願いします。

年 月 日

納税課長 様

建築課長

市税滞納の有無	滞納がないとき・・・「滞納なし」 滞納があるとき・・・「滞納あり」
---------	--------------------------------------

納税状況は上記のとおりです。

年 月 日 納税課長 印

今治市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付決定通知書

今治市指令 第 号

様

年 月 日付で申請のあった今治市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、今治市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

なお、補助事業の変更・取りやめがあった場合は、速やかに今治市民間建築物アスベスト含有調査事業変更・取りやめ承認申請書（別記様式第4号）を提出してください。

また、アスベスト含有調査事業完了後速やかに今治市民間建築物アスベスト含有調査事業完了報告書（別記様式第6号）を提出してください。

年 月 日

今治市長 印

記

交付年度	年度
補助金交付決定通知額	交付決定額 円
交付の条件及び指示	(1) この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはならない。 (2) この補助事業については、市長は必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。 (3) 今治市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付要綱第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがある。 (4) (3)により取り消した場合であって、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求める。

別記様式第3号（第6条関係）

今治市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金不交付決定通知書

今治市指令 第 号
年 月 日

様

今治市長 印

今治市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付要綱第5条の規定により申込みのありました補助事業について、次の理由により補助金の不交付を決定したので通知します。

不交付の理由	
--------	--

別記様式第4号（第7条関係）

今治市民間建築物アスベスト含有調査事業変更・取りやめ承認申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け今治市指令 第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業
を変更・取りやめしたいので、今治市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付要綱第7条
第1項の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

建築物の所在地	今治市
申請の内容	
申請の理由	

別記様式第5号（第7条関係）

今治市民間建築物アスベスト含有調査事業変更・取りやめ承認通知書

今治市指令 第 号
年 月 日

様

今治市長 印

年 月 日付けで変更・取りやめ承認申請のあった補助事業については、今治市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおりその申請を承認します。

記

建築物の所在地	
変更・取りやめの内容	

別記様式第6号（第8条関係）

今治市民間建築物アスベスト含有調査事業完了報告書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け今治市指令 第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業が完了したので、今治市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

※太線枠内に記入してください。

申請の区分	アスベスト含有調査事業	
建築物の所在地	今治市	
調査	着手年月日	年 月 日
	完了年月日	年 月 日
補助金交付申請額	円	
添付図書 (市チェック欄)	<input type="checkbox"/> 分析調査結果報告書等 <input type="checkbox"/> 契約書の写し <input type="checkbox"/> 請求書及び領収書（内訳書）の写し <input type="checkbox"/> その他（ ）	

別記様式第7号（第9条関係）

今治市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付額確定通知書

今治市指令 第 号
年 月 日

様

今治市長 印

年 月 日付で報告のあった今治市民間建築物アスベスト含有調査事業完了報告書を審査した結果、適正に事業が行われていると認めましたので、今治市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり通知します。

なお、速やかに今治市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付要綱第10条の規定による請求を行ってください。

記

交 付 年 度	年度
補助金交付確定額	交付確定額 円
建築物の所在地	今治市

今治市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金請求書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け今治市指令 第 号で補助金交付額確定の通知があった補助金の交付を受けたいので、今治市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

請 求 額		円	
補 助 金 振 込 先	金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
	口座番号		
	口座名義人	(ふりがな) 氏 名	